

浸透水に関する規制値・測定頻度

項 目	基 準 値	測 定 頻 度
アルキル水銀	検出されないこと。	埋立開始後 1 回/年以上
総水銀	0.0005mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
カドミウム	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
鉛	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
六価クロム	0.05mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
砒素	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
全シアン	検出されないこと。	埋立開始後 1 回/年以上
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	埋立開始後 1 回/年以上
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
四塩化炭素	0.002mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
チウラム	0.006mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
シマジン	0.003mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
ベンゼン	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
セレン	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
BOD	BOD:20mg/L以下	埋立開始後 1 回/月以上

令和4年度分

水質検査 埋立処分開始前（浸透水）

採取年月日 令和4年5月12日

施設名 (株)三浦興産最終処分場

計 算 の 対 象	計 算 の 結 果	単 位	計 算 の 方 法
アルキル水銀	ND(<0.0005)	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表3
総水銀	0.0005 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表2
カドミウム	0.0003 未満	m g/L	JIS K 0102 55.4
鉛	0.001 未満	m g/L	JIS K 0102 54.4
六価クロム	0.005 未満	m g/L	JIS K 0102 65.2.5
砒素	0.002 未満	m g/L	JIS K 0102 61.4
全シアン	ND(<0.1)	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表1
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	0.002 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	0.0002 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	0.0004 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.01 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	0.004 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
チウラム	0.0006 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表5
シマジン	0.0003 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1
チオベンカルブ	0.002 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1
ベンゼン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
セレン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0102 67.4
1,4-ジオキサン	0.005 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表8の第3
クロロエチレン	0.0002 未満	m g/L	昭和9年 環境庁告示第10号 付表
備 考	※ NDは不検出を示し、()内の数値は定量下限値を示す。		

計量の結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示す。

地下水質に関する規制値・測定頻度

項 目	基 準 値	測 定 頻 度
アルキル水銀	検出されないこと。	埋立開始前 1 回 埋立開始後 1 回/年以上
総水銀	0.0005mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
カドミウム	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
鉛	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
六価クロム	0.05mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
砒素	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
全シアン	検出されないこと。	埋立開始後 1 回/年以上
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。	埋立開始後 1 回/年以上
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
四塩化炭素	0.002mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
チウラム	0.006mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
シマジン	0.003mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
ベンゼン	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上
セレン	0.01mg/L以下	埋立開始後 1 回/年以上

令和4年度分

水質検査 埋立処分開始前（地下水・上流）

採取年月日 令和4年5月12日

施設名 (株)三浦興産最終処分場

計 算 の 対 象	計 算 の 結 果	単 位	計 算 の 方 法
アルキル水銀	ND(<0.0005)	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表3
総水銀	0.0005 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表2
カドミウム	0.0003 未満	m g/L	JIS K 0102 55.4
鉛	0.002	m g/L	JIS K 0102 54.4
六価クロム	0.005 未満	m g/L	JIS K 0102 65.2.5
砒素	0.002 未満	m g/L	JIS K 0102 61.4
全シアン	ND(<0.1)	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表1
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	0.002 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	0.0002 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	0.0004 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.01 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	0.004 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
チウラム	0.0006 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表5
シマジン	0.0003 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1
チオベンカルブ	0.002 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1
ベンゼン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
セレン	0.003	m g/L	JIS K 0102 67.4
1,4-ジオキサン	0.005 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表8の第3
クロロエチレン	0.0002未満	m g/L	昭和9年 環境庁告示第10号 付表
備 考	※ NDは不検出を示し、()内の数値は定量下限値を示す。		

計量の結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示す。

令和4年度分

水質検査 埋立処分開始前（地下水下流）

採取年月日 令和4年5月12日

施設名 (株)三浦興産最終処分場

計 算 の 対 象	計 算 の 結 果	単 位	計 算 の 方 法
アルキル水銀	ND(<0.0005)	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表3
総水銀	0.0005 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表2
カドミウム	0.0003 未満	m g/L	JIS K 0102 55.4
鉛	0.001 未満	m g/L	JIS K 0102 54.4
六価クロム	0.005 未満	m g/L	JIS K 0102 65.2.5
砒素	0.002 未満	m g/L	JIS K 0102 61.4
全シアン	ND(<0.1)	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表1
ポリ塩化ビフェニル	ND(<0.0005)	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
テトラクロロエチレン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
ジクロロメタン	0.002 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
四塩化炭素	0.0002 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	0.0004 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	0.01 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,2-ジクロロエチレン	0.004 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	0.0002 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
チウラム	0.0006 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表5
シマジン	0.0003 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1
チオベンカルブ	0.002 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表6の第1
ベンゼン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0125 5.2
セレン	0.001 未満	m g/L	JIS K 0102 67.4
1,4-ジオキサン	0.005 未満	m g/L	昭和46年 環境庁告示第59号 付表8の第3
クロロエチレン	0.0002 未満	m g/L	昭和9年 環境庁告示第10号 付表
備 考	※ NDは不検出を示し、()内の数値は定量下限値を示す。		

計量の結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示す。